

【 重 要 】

保育園での新型コロナウイルスの対応について【8月10日版】

首都圏3県と大阪に「緊急事態宣言」発出、13道府県の「まん延防止」適用決定

ご承知の通り、首都圏を中心とした感染再拡大を受けて、「緊急事態宣言」の対象地域に埼玉・千葉・神奈川・大阪を、「まん延防止等重点措置」の対象地域に北海道・石川・京都・兵庫・福岡を加えることが決定されました。期限は8/2～31までで、すでに緊急事態宣言が発出されている東京・沖縄も期限が延長されました。更に8/5には、福島・茨城・栃木・群馬・静岡・愛知・滋賀・熊本の「まん延防止等重点措置」適用が決定されました。(8/8～31まで)

また、秋田県も含め全国的に感染が拡大しており、8/1に全国知事会より、お盆期間を含む夏休みの「県境をまたぐ移動の原則中止・禁止」が提言されました。



上記を踏まえ、コロナウイルス対応を更新いたします。窮屈な思いをさせていただきますが、安心安全な保育園環境の維持のため、下記にご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

① 登園を控えていただきたいケース

<ol style="list-style-type: none"> 1. 園児本人が感染した 2. 園児本人が、濃厚接触者となった 3. 同居家族が、濃厚接触者となった 4. 園児本人に発熱(37.5℃以上)症状がある ※発熱があった場合、解熱後1日はご家庭で様子を見ていただくようお願いいたします。 5. 同居家族に発熱(37.5℃以上)症状がある 	<p>1～3に該当する場合は、園への連絡をお願いいたします。</p> <p>※登園について迷われる場合は、園にご相談ください。</p>
---	--

② 2週間の登園自粛をお願いするケース

- ・園児本人が同居家族と共に緊急事態措置・まん延防止重点措置区域(以下、措置区域)を往来する場合
- ・措置区域から帰省する家族と同居する場合(同居開始日から2週間)



措置区域は内閣広報をご確認ください。

③ 2週間の登園自粛協力を除外するケース

(以下の場合には訪問時の衛生対策の徹底、帰宅後の体調管理にも十分注意をしてください)

- ・同居家族のみ(園児本人は行かない)が措置区域へやむを得ない訪問をする場合

④ 帰省や県外(措置区域外)との往来について

(県外一律の移動自粛は求めませんが、下記にご協力ください)

- ・やむを得ない場合を除きできるだけ避けていただくよう、**ご家族・ご親戚の皆様からも適切なアドバイスをお願いします。**
- ・やむを得ず来県する場合は、**感染防止対策(事前にPCR検査を受ける等)を万全に行うよう**併せてアドバイスしてください。
- ・園児、その家族が往来する場合は感染防止対策の徹底と帰宅後の健康観察を必ず行って下さい。体調に異変を感じる場合は登園を控えて下さい。